



2025 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 昭 和 産 業 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長執行役員 塚 越 英 行
(コード番号 2004 東証プライム)
問 合 せ 先 企 画 部 長 戸 田 明 宏
(TEL : 03-3257-2042)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 28 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

【株式売出しの目的】

当社グループは、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」をグループ経営理念とし、創立 90 周年にあたる 2025 年度のありたい姿（長期ビジョン）「SHOWA Next Stage for 2025」を策定しております。長期ビジョンの基本戦略は①基盤事業の強化、②事業領域の拡大、③環境負荷の低減、④プラットフォームの再構築、⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化の 5 つを掲げており、各施策を推進しております。現在、3rd Stage「中期経営計画 23-25」において、これまでの施策の「収穫」を進めており、基本コンセプトである「SHOWA の“SHIN-KA”宣言 ～90 年、そしてその先へ～」のもと、穀物のプロ集団として、穀物ソリューションを「進化」させ、素材の「真価」を追求しながら人々の健康に貢献するとともに、環境負荷の低減に向けた施策などを通じて、サステナビリティ経営の「深化」に取り組んでおります。

株式市場においては、政策保有株式への対応が一段と注目される状況にあります。当社は、政策保有株式について能動的に対応することで、市場に対して適切なメッセージを発信し、株主の皆様との良好な関係を構築することを目指してまいりました。その一環として、当社株式を保有する金融機関株主と主体的に協議を重ねた結果、当該株主から売却の合意が得られたため、本件売出しを実施することを決定いたしました。

本件売出しを通じて、当社株式の流動性向上を図るとともに、当社のファンとなり得る個人株主の獲得・拡大を進め、企業価値の一層の向上と持続的な成長の実現を目指してまいります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 3,236,000 株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	株 式 会 社 千 葉 銀 行	650,000 株
	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	649,900 株
	損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	596,300 株
	農 林 中 央 金 庫	555,000 株
	東京海上日動火災保険株式会社	363,800 株
	三井住友信託銀行株式会社	271,000 株
	株 式 会 社 常 陽 銀 行	150,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 12 月 8 日(月)から 2025 年 12 月 11 日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで

(6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日

(7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申 込 株 数 単 位 100 株

(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役常務執行役員 細井義泰に一任する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 485,400 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | 野村證券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 485,400 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役常務執行役員 細井義泰に一任する。 | |

＜ご参考＞

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から 485,400 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、485,400 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 1 月 9 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 1 月 9 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメント

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

による売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である株式会社みずほ銀行、売出人である株式会社千葉銀行、農林中央金庫、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社常陽銀行並びに当社の株主である伊藤忠商事株式会社、ユアサ・フナショク株式会社、カーギルジャパン合同会社、丸紅株式会社、豊田通商株式会社及び双日株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。